

重要事項説明書

(医療保険用)

利用者： _____ 様

事業者： 医療法人 徳洲会

担当事業所： 訪問看護ステーションはなもも

重要事項説明書（医療保険）

2024年 6月 1日 改定

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 徳洲会
代表者氏名	理事長 東上 震一
所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号 電話番号：06-6346-2888 FAX番号：06-6346-2889
法人設立年月日	2018年2月1日

2. 利用者に対してサービスの提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	医療法人徳洲会訪問看護ステーション はなもも
事業所所在地	茨城県古河市鴻巣1175番1
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話：0280-48-1130・ファクス番号：0280-48-1141) (相談担当者氏名：管理者 大澤 栄子)

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>①この事業は、病気やけが等により在宅療養を必要とするものに対し、健康保険法による指定訪問看護事業として、適切な事業運営を行うため、健康保険法に基づく指定訪問看護（以下「健康保険指定訪問看護」という。）の実施について必要な事項を定める。</p> <p>②健康保険指定訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、的確な指定訪問看護サービスを提供することにより身体機能の維持回復と、在宅療養における生活の質（QOL）を確保し、その人らしい尊厳ある人生を保障する。</p> <p>③在宅療養中の家族と共に療養計画を立て、在宅療養に必要な看護技術を指導する。</p> <p>④介護支援専門員・市町村行政・他の保障・医療・福祉サービスと連携を蜜にとり、多角的な在宅療養支援プログラムを構築し、利用者の日常生活動作（ADL）改善の促進や生きがいを、行うと共に、家族（介護者）の介護負担の軽減を計る。</p>
運営の方針	<p>①訪問看護ステーションの運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。</p> <p>②健康保険指定訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、療養上妥当適切に行うとともに、日常生活の充実に、資するように行なうものとする。</p>

4. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日 ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
営業時間	8時30分から17時までとする。ただし土曜日は8時30分から12時30分までとする。

5. サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜から土曜日 ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く。 ※ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制あり。
サービス提供時間	8時30分から17時までとする。ただし土曜日は8時30分から12時30分までとする。 ※ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制あり。

6. 事業所の職員体制

管理者	(職名) 看護師【兼任】(氏名) 大澤 栄子
-----	------------------------

7. 施設の職員体制

(2024年 6月 1日現在)

職 種		人 員
管 理 者		1名
サービス提供者	看護師	4名(常勤) 3名(非常勤)
	理学療法士	1名(常勤)
	作業療法士	0名
	言語聴覚士	0名
事務員		1名(常勤)

8. 訪問看護の内容

訪問看護の内容は次のとおりです。

- 1 病状・障害・全身状態の観察
- 2 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持、食事指導及び排泄等に日常生活の援助
- 3 褥瘡の予防・処置
- 4 ターミナルケア
- 5 リハビリテーションの実施と相談、指導
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の教育助言
- 8 カテーテル等の管理
- 9 精神疾患の患者の看護
- 10 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- 11 その他医師の指示による処置

9. 緊急時の対応

- 1) 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけ医師(主治医)、利用者と確認して指定訪問看護を開始するものとする。
- 2) 訪問看護師等は、指定訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには速やかにかかりつけの医師(主治医)に連絡し、適切な処置を講じるものとする。
- 3) 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及びかかりつけ医師(主治医)に報告しなければならない。

10. 訪問看護の提供方法

訪問看護を提供するにあたっては、利用申込者の主治医が発行する訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、当該計画に基づき主治医や保健、福祉サービスの担当者との連携を図りながら実施する。

11. ご利用料金について（医療保険の場合）

●基本となる費用はそれぞれ「訪問看護基本療養費」です。訪問看護ステーションがさまざまな体制を整えることで、それに伴う加算が頂けます。 **費用額の1割、2割または3割（利用者が提示する被保険証等で確認）**

	基本料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費（Ⅰ）看護師	週3日目まで 5,550円	555円	1110円	1665円
	週4日目以降 6,550円	655円	1310円	1965円
	理学療法士 5,550円	555円	1110円	1665円
訪問看護基本看護療養費（Ⅱ） ①同一日2人 ②同3人以上 同一建物居住者への訪問看護	週3日目まで 5,550円	555円	1110円	1665円
	週4日目以降 6,550円	655円	1310円	1965円
	週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円	278円 328円	556円 656円	834円 984円
訪問看護基本療養費（Ⅲ） 在宅療養に備えて一時的に外泊をしている利用者に対して指示及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を行った場合	8500円 算定回数に要件あり	850円	1700円	2550円
訪問看護管理療養費	月の初日 7,670円	767円	1534円	2301円
	月の2日目以降 3,000円	300円	600円	900円
	限度なし			
難病等複数回訪問加算 1日2回 1日3回以上	同一建物内1人・2人 4,500円	450円	900円	1350円
	同一建物内3人以上 4,000円	400円	800円	1200円
	同一建物内1人・2人 8,000円	800円	1,600円	2400円
	同一建物内3人以上 7,200円	720円	1,440円	2,160円
長時間訪問看護加算 特別訪問看護指示期間にある利用者／週 特別管理加算の対象者／週1回 15歳未満の超重症児又は順調重症児、 及び15歳未満の小児／週3回まで	1回に90分越える訪問 5,200円	520円	1040円	1560円
24時間対応体制加算	6,520円／月1回	652円	1304円	1956円
特別管理加算	2,500円／月1回	250円	500円	750円
特別管理加算（重症度が高い）	5,000円／月1回	500円	1000円	1500円
訪問看護情報提供療養費	1,500円／月1回	150円	300円	450円
緊急時訪問看護加算 診療所または在宅療養支援病院の医師の 指示による場合	2,650円 月14日目まで	265円	530円	795円
	2,000円 月15日目以降	200円	400円	600円
退院時共同指導加算 +（特別管理指導加算）	8,000円 +2000円（回数に要件あり）	800円 +200円	1600円 +400円	2400円 +600円
	退院支援指導加算（退院日） 長時間の訪問を要する者に対し、長時間に わたる療養上必要な指導を行った場合	6,000円 8,400円	600円 840円	1200円 1680円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円／月1回	78円	156円	234円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円（月2回に限る）	200円	400円	600円
在宅患者連携指導加算	3,000円／月1回	300円	600円	900円

訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2500 円	5000 円	7500 円
看護・介護職員連携強化加算	2,500 円/月 1 回	250 円	500 円	750 円
複数名訪問看護加算 正看護師	同一建物内 1 人・2 人 4,500 円	450 円	900 円	1350 円
	同一建物内 3 人以上 4,000 円	400 円	800 円	1200 円
夜間・早朝・深夜加算	夜間・早朝訪問看護 2100 円	210 円	420 円	630 円
	深夜訪問看護 4200 円	420 円	840 円	1260 円
乳幼児加算 6 歳未満の利用者	1300 円/1 日 1 回	130 円	260 円	390 円
	厚生労働省大臣が定める者に 該当する場合 1800 円/1 日 1 回	180 円	360 円	540 円

2) 精神科訪問看護（精神科訪問看護指示書がある場合のご利用者様）

	基本料金	1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ） <u>正看護師</u> 1 日につき	30 分以上の場合			
	週 3 日目まで 5,550 円 週 4 日目以降 6,550 円	555 円 655 円	1110 円 1310 円	1665 円 1965 円
精神科訪問看護基本看護療養費（Ⅲ） <u>正看護師</u> 同一建物居住者への訪問看護	(同一日 2 人)			
	30 分以上の場合			
	週 3 日目まで 5,550 円 週 4 日目以降 6,550 円	550 円 655 円	1110 円 1310 円	1665 円 1965 円
	30 分未満の場合			
	週 3 日目まで 4,250 円 週 4 日目以降 5,100 円	425 円 510 円	850 円 1020 円	1275 円 1530 円
	(同一日 3 人)			
	30 分以上の場合			
	週 3 日目まで 2,780 円 週 4 日目以降 3,280 円	278 円 328 円	556 円 656 円	834 円 984 円
30 分未満の場合				
週 3 日目まで 2,130 円 週 4 日目以降 2,550 円	213 円 255 円	426 円 510 円	639 円 765 円	
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 外泊時の訪問看護	8,500 円/日	850 円	1700 円	2550 円
訪問看護管理療養費	月の初日の場合 7,670 円 月の 2 日目以降 3,000 円 限度なし	767 円 300 円	1534 円 600 円	2301 円 900 円
	長時間精神科訪問看護加算 1 回の訪問が 90 分を超えた場合 1 回につき 5,200 円	520 円	1040 円	1560 円
24 時間対応体制加算	6,520 円/月 1 回	652 円	1304 円	1956 円
訪問看護情報提供療養費	1,500 円/月 1 回	150 円	300 円	450 円
精神科緊急訪問看護加算 診療所または在宅療養支援病院の医師の	2,650 円 月 14 日目まで	265 円	530 円	795 円
		200 円	400 円	600 円

指示による場合	2,000円 月15日目以降			
複数名精神科訪問看護加算 正看護師	4,500円/1日1回	450円	900円	1350円
	9,000円/1日2回	900円	1800円	2700円
	14,000円/1日3回以上	1400円	2900円	4350円
複数名精神科訪問看護加算 准看護師	3,800円/1日1回	380円	760円	1140円
	7,600円/1日2回	760円	1520円	1520円
	12,400円/1日3回	1240円	2480円	3720円
複数名精神科訪問看護加算 看護補助者	3000円/週1日に限る	300円	600円	900円
精神科複数回訪問加算	1日2回 同一建物内1人・2人 4,500円	450円	900円	1350円
	同一建物内3人以上 4,000円	400円	800円	1200円
	1日3回以上 同一建物内1人・2人 8,000円	800円	1,600円	2400円
	同一建物内3人以上 7,200円	720円	1,440円	2,160円
夜間・早朝・深夜加算	夜間・早朝訪問看護 2100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護 4200円	420円	840円	1260円

* ご利用負担金額の見積もり

一日当たりの利用者 負担額 見積もり金額	利用負担額	1割	2割	3割
	1日目	2,202円	4,404円	6,604円
	2日目	855円	1,710円	2,565円

ご利用者様の状態等により加算
部分が変わります。詳しい金額
につきましてはお尋ね下さい。

- 週4日以上算定できるのは、厚生労働大臣が定める疾病（*1）の利用者と（*2）特別管理加算と特別指示書期間中の利用者のみ。（その他要件あり）
- 訪問看護管理療養費は訪問看護計画書・報告書を主治医に提出するとともに利用者に対して計画的な管理を継続して行った場合。
安全管理に対する基本的な考え方、事故発生時の対応方法等が文章化されている。
訪問先などで、発生した事故、インシデントが報告されその分析を通じた改善策が実施される体制が整備されていること。（その他要件あり）
- 難病等複数回訪問加算とは、厚生労働大臣が定める疾病等（*1）の利用者・特別訪問看護指示期間の利用者・特別管理加算（*2）に対しての加算である。
- 24時間対応体制加算とは、利用者・家族から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応できる体制にあり必要に応じて緊急訪問看護を行う体制にある場合算定する。（その他要件あり）
- 特別管理加算とは、厚生労働大臣が定める状態等にある利用者（*2 特別な管理）が必要な利用者とその家族等に対して電話等により常時対応できる体制にある訪問看護ステーションが利用者に計画的な管理を行った場合算定する。（その他要件あり）
- 情報提供療養費とは、利用者の同意を得て利用者の居住地を管轄する市町村等に対して必要な情報を提供した場合に算定する。
- 緊急時訪問看護加算とは、利用者・家族等の求めに応じて診療所又は在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急の訪問を行った場合。（その他要件あり）

- 退院時共同指導加算とは、退院又は介護老人保健施設退所に当たって、医師及び看護師等（准看護師を除く）が共同して在宅医療の指導を行い、文書で指導内容を提供した場合。（その他要件あり）
- 退院支援指導加算とは、厚生労働大臣が定める疾病（*1）・状態等（*2）にある利用者が保険医療機関から退院する日に看護師等（准看護師を除く）が療養上の指導を行った場合に算定。（1回に限り）退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に加算します。ただし、利用者が退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合には、死亡日又は再入院することとなったときに算定します。（その他要件あり）
- 在宅患者連携指導加算とは、利用者の同意を得て、医療関係職種間で共有した情報を踏まえて、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師除く）が、患者又は家族へ指導等を行うとともに、その指導内容や療養上の留意点について他職種に情報提供した場合。（その他要件あり）
- 在宅患者緊急時等カンファレンス加算とは、在宅療養を行っている利用者の状況の急変等に伴い在宅療養を担う医療機関の医師の求めにより、その医師、訪問診療等を行っている歯科医師や薬局の薬剤師、介護支援専門員と訪問看護師等（准看護師を除く）とで共同で患家に行きカンファレンスに参加し療養上必要な指導を行った場合に算定する。（その他要件あり）
- 訪問看護ターミナルケア療養費は、主治医との連携の下に、訪問看護ステーションの看護師等が在宅での終末期の看護の提供を行った場合に頂く療養費です。在宅で死亡した、ご利用者様のほか、ターミナルを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した、ご利用者様も含まれます。具体的には、主治医の指示により、利用者の死亡日および死亡日前14日以内の計15日間に2回以上訪問看護基本療養費を算定した場合。訪問看護におけるターミナルケアの支援体制（訪問看護ステーションの連絡担当者の氏名、連絡先電話番号、緊急時の注意事項等）についてご利用者様・ご家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合。（その他要件あり）
- 複数名訪問看護加算は同時に複数の看護師等による指定訪問看護を実施した場合。ご利用者・ご家族等の同意を得る。対象者：①厚生労働大臣が定める疾病者（*1）②特別訪問看護指示書による指定訪問看護を受けている利用者③特別管理加算の対象者（*2）④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等がみとめられる者⑤利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者⑥その他ご利用者の状況から判断して、①から⑤までのいずれかに準ずると認められる者（看護補助者の場合に限る。）

（*1）厚生労働大臣が定める疾病等

- | | |
|----------------|--|
| ○ 末期の悪性腫瘍 | ○ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・及びパーキンソン病（ホーエンヤールの重症度がⅢ以上あって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度に限る） |
| ○ 多発性硬化症 | ○ 多系統萎縮症（線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎及びシャイ・ドレガー症候群） |
| ○ 重症筋無力症 | ○ プリオン病 |
| ○ スモン | ○ 亜急性硬化性全脳炎 |
| ○ 筋萎縮性側索硬化症 | ○ 後天性免疫不全症候群 |
| ○ 脊髄小脳変性症 | ○ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 |
| ○ ハンチントン病 | ○ 人工呼吸器をしている状態 |
| ○ 進行性筋ジストロフィー症 | ○ 副腎白質ジストロフィー |
| ○ 頸髄損傷 | ○ 球脊髄性筋萎縮症 |
| ○ ライゾーム病 | ○ 脊髄性筋萎縮症 |

(*2) 厚生労働大臣が定める状態にあるもの

※特別管理加算 《重症度の高いもの (①から③まで)》 金額 5,000円： 月／1回

- ①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍科学療法注射指導管理を受けている利用者
- ②在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている利用者
- ③気管カニューレ・留置カテーテルを使用している利用者

※特別管理加算 金額 2,500円： 月／1回

- 在宅自己腹膜灌流指導管理
- 在宅自己疼痛管理指導管理
- 在宅血液透析指導管理
- 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 在宅酸素療法指導管理
- 真皮を越える褥創の状態にある
- 在宅中心静脈栄養法指導管理
- 人工肛門・人工膀胱を設置している状態
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- 在宅自己導尿指導管理
- 在宅人工呼吸指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理

12. その他の費用について

サービス内容			料金
交通費	自動車を利用した場合	日 額 : 回数問わず	250 円(非課税)
延長料金	2 時間 00 分を超えたサービスを提供した場合	30 分毎	4,000 円(非課税)
在宅以外での訪問看護		1 時間まで	8,000 円(非課税)
受診の同行		2 時間まで	5,000 円(非課税)
休日訪問 (土曜午後、日曜日、12 月 31 日から 1 月 3 日まで及び祝祭日)		訪問毎	3,000 円(非課税)
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費		15,000 円(税別)
キャンセル料	サービス利用日 (当日連絡・連絡なし)	訪問毎	3,000 円(非課税)
	但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合を除く。		
※サービスの利用を中止する際は、速やかにご連絡をお願いいたします。			
【全体窓口・電話番号】：訪問看護ステーションはなもも TEL0280-48-1130			

13. 請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (医療保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額 (医療保険を適用する場合) 及びその他の費用の額を計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月 10 日以降に連絡いたします。</p>
② 利用料、利用者負担額 (医療保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求月に、下記の方法によりお支払い下さい。</p> <p>(1)口座振替 (請求月の 26 日、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります)</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>

14. 利用者からの苦情・相談窓口について

苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

※ 目的 利用する方によりよいサービスが提供できること。

※ 方法

- ① 面接・電話・書面・投書等より担当者が受ける。
- ② 苦情報告書に記載し、責任者に報告する。
- ③ 責任者は内容を確認する。
- ④ 責任者は苦情を申し出た方に、報告を受けたこととお知らせする。
- ⑤ 責任者は申し出た方と話し合う。
- ⑥ 責任者は解決のための調整を行う者に委任をする。
- ⑦ 責任者は改善事項の確認を行い、誠意を持って対応できるよう指示を徹底する。
- ⑧ 責任者は申し出た方に改善事項の通知を行う。

※ 注意事項

- 受付後は速やかに対応する。
- 申し出た方および内容に関しての秘密は厳守する。
- 苦情はサービス向上のための情報であることを職員全員が認識する。
- 苦情の内容による利用者の差別はしない。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 【責任者氏名】	医療法人徳洲会訪問看護ステーション はなもも 管理者 : 大澤 栄子 所在地 : 茨城県古河市鴻巣 1175 番 1 電話番号 : 0280-48-1130 ファックス番号 : 0280-48-1141
---------------------	---

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者： 大澤 栄子
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

17. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

18. 訪問看護にあたって

- (1) 医療保険証に記載された内容を確認させていただきます。医療保険証に変更がある場合には、訪問看護ステーションへご連絡・ご提示をお願い致します。
- (2) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

19. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

20. 事故発生時の対応方法について

- (1) 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) (1) の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なうこととする。

21. 衛生管理等

① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

22. その他

尚、(重要事項説明書) の概要に変更が生じた場合、臨時書面にてお知らせいたします。

23. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

事業者	所在地	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号		
	法人名	医療法人 徳洲会		
	代表者名	理事長	東上 震一	印
	事業所名	医療法人徳洲会 訪問看護ステーション はなもも		
	氏名	管理者	大澤 栄子	印

説明者	氏名	印
-----	----	---

この重要事項説明書の同意年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

私は、本書面により、事業者から指定訪問看護についての重要事項の説明・交付を受け、それに対し同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印 (本人との関係:)